

## 卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）

No. 1

事 項	業務規程の内容	理 由
開場の期日	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方卸売市場は、次に掲げる日（以下「休場日」という。）を除き、毎日開場する。<ul style="list-style-type: none"><li>一 日曜日</li><li>二 一月一日から同月四日まで並びに八月十五日及び同月十六日</li></ul></li><li>○ 知事は、地方卸売市場の業務の運営上特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は休場日以外の日に休業することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため</li></ul>
開場の時間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方卸売市場の開場の時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、知事は、地方卸売市場の業務の運営上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</li><li>○ 卸売業者の行う卸売の開始の時刻及び終了の時刻は、規定により定められた開場の時間の範囲内で知事が定める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため</li></ul>
卸売業務の許可	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公正・公平な取引を確保するため</li></ul>
せり人の資格	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 卸売業者が地方卸売市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であって、規則で定める要件を備えるものでなければならない。</li><li>○ 卸売業者は、地方卸売市場において行なう卸売のせり人を定めたときは、せり人の氏名その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。せり人を解任したときも、同様とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公正・公平な取引を確保するため</li></ul>

事 項	業務規程の内容	理 由
買受人の承認	○ 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため
指値のある受託物品の表示	○ 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けを行なった生鮮水産物等（以下「受託物品」という。）に指値のある場合は、受託物品の卸売の開始前にその旨を当該受託物品に表示しなければならない。 ○ 卸売業者は、規定による表示をしないで卸売を開始したときは、指値に達しない場合においても卸売を中止してはならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため
受託契約約款	○ 卸売業者は、規則で定めるところにより、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更したときも、同様とする。 ○ 卸売業者は、承認を受けた受託契約約款を地方卸売市場の掲示場に掲示しておかなければならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため
生鮮水産物等の点検	○ 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための生鮮水産物等の販売の委託の引受けを行なうにあたっては、当該生鮮水産物等の点検を確実に行なわなければならない。この場合において、当該生鮮水産物等の種類、数量等について異状を認めるときは、当該生鮮水産物等の販売の委託をする者又はその代理人にその結果を通知して、その指示を受けなければならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため

## 卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）

No. 3

事項	業務規程の内容	理由
生鮮水産物等の下見	○ 卸売業者は、地方卸売市場における卸売をするときは、あらかじめ、買受人に卸売に係る生鮮水産物等又はその見本の下見を行なわせなければならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため
生鮮水産物等の引取り	○ 買受人は、すみやかに、卸売業者から卸売を受けた生鮮水産物等を引き取らなければならない。	○ 卸売をした物品の迅速な分荷を図るため
売買取引の制限	○ 知事は、地方卸売市場における売買取引において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、卸売業者又は買受人に対し、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 一 談合その他不正な行為があるとき。 二 不当な価格を生じたとき。	○ 公正・公平な取引を確保するため
卸売業者による卸売予定数量等の報告	○ 卸売業者は、毎開場日、地方卸売市場において卸売をする生鮮水産物等の主要な品目について、規則で定めるところにより、その卸売予定数量及び主要な産地を知事に報告しなければならない。 ○ 卸売をする日の前日の午前十二時までに卸売予定数量等報告書を下関水産局長に提出しなければならない。	○ 公正・公平な取引を確保するため

事項	業務規程の内容	理由
せり売の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売業者が行なう卸売のためのせり売は、せり売をしようとする生鮮水産物等について、品目及び数量その他必要な事項を呼び上げた後開始しなければならない。</li> <li>○ せり人は、最高価格を申し出た者を落札者としなければならない。</li> <li>○ せり人は、規定により落札者を決定したときは、直ちに、その価格及び氏名若しくは名称又は商号を明瞭に呼び上げなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正・公平な取引を確保するため</li> </ul>
委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売業者が地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額を定めようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</li> <li>○ 知事は、第一項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切であると認めるときは、卸売業者に当該委託手数料の額の変更を命ずることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正・公平な取引を確保するため</li> </ul>
入札の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売業者が行なう卸売のための入札は、入札をしようとする生鮮水産物等について、品目及び数量その他必要な事項を当該生鮮水産物等に表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札用紙に入札金額及び氏名若しくは名称又は商号その他必要な事項を記載させて行なわなければならない。</li> <li>○ 卸売業者は、入札終了後、直ちに開札を行ない、最高価格の入札をした者を落札者としなければならない。</li> <li>○ 卸売業者が規定により落札者を決定した場合に準用する。</li> <li>○ 卸売のための入札が次の各号の一に該当するときは、その入札は、無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 入札者を確認できないとき。</li> <li>二 入札金額その他必要な事項の記載が不明であるとき。</li> <li>三 入札に際して不正の行為があったとき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公正・公平な取引を確保するため</li> </ul>

事項	業務規程の内容	理由
相対取引	<p>《養殖に係る生鮮水産物、冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品以外の生鮮水産物等》</p> <p>○ 卸売業者は、相対取引によつて卸売をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を地方卸売市場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 卸売業者の氏名又は名称</li><li>二 生鮮水産物等の品目及び数量</li><li>三 相対取引によつて卸売をする日時及び場所</li></ul>	○ 公正・公平な取引を確保するため